

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-199221

(P2016-199221A)

(43) 公開日 平成28年12月1日(2016.12.1)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
<b>B 6 O R 22/28 (2006.01)</b>	B 6 O R 22/28 1 0 6	3 D O 1 8
<b>B 6 O R 22/405 (2006.01)</b>	B 6 O R 22/405	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 21 頁)

(21) 出願番号	特願2015-82684 (P2015-82684)	(71) 出願人	000003551 株式会社東海理化電機製作所 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
(22) 出願日	平成27年4月14日 (2015.4.14)	(74) 代理人	100079049 弁理士 中島 淳
		(74) 代理人	100084995 弁理士 加藤 和許
		(74) 代理人	100099025 弁理士 福田 浩志
		(72) 発明者	草田 菜々子 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地 株式会社東海理化電機製作所内
		(72) 発明者	野尻 雅義 愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地 株式会社東海理化電機製作所内
		Fターム(参考)	3D018 DA07 HB00 HC01 HD04

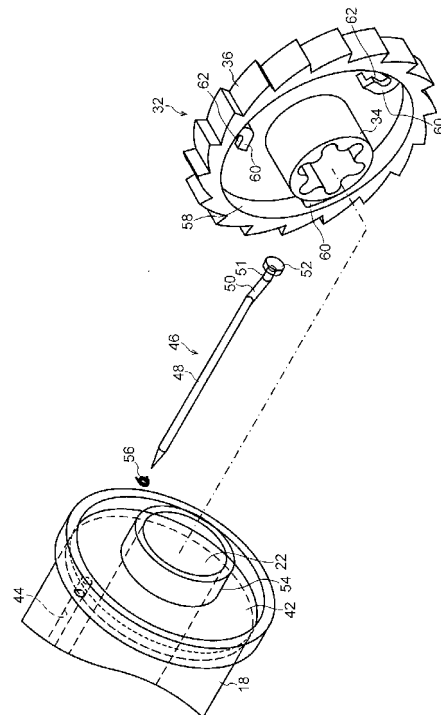
(54) 【発明の名称】 ウェビング巻取装置

(57) 【要約】

【課題】ウェビングの引出速度に基づくスプールの引出方向への回転速度に応じてフォースリミッタ部材の変形が可能なウェビング巻取装置を得る。

【解決手段】本ウェビング巻取装置では、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上になると、ワイヤ46の基部51及び係合部52が遠心力によって回転される。この状態で、スプール18が、ロックギヤ32に対して引出方向へ回転されると、ワイヤ46の係合部52が、巻取方向側からワイヤ保持部60の内側へ入り、ワイヤ46の係合部52はワイヤ保持部60によって引出方向への回転が阻止される。このため、スプール18のワイヤ挿入孔44からワイヤ46のワイヤ本体48が引出される。

【選択図】 図2



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ウェビングが引出されることによって引出方向へ回転するスプールと、  
 車両緊急時に引出方向への回転が阻止される回転部材と、  
 前記スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転され、更に、前記スプールが前記回転部材に対して引出方向へ回転されることによって変形されるフォースリミッタ部材と、  
 を備えるウェビング巻取装置。

## 【請求項 2】

前記フォースリミッタ部材は、前記スプールと共に引出方向へ回転可能とされ、前記スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転されることによって前記フォースリミッタ部材の一部が前記スプールとは別の部材に保持され、更に、前記スプールが前記回転部材に対して引出方向へ回転されることによって前記フォースリミッタ部材が変形される請求項 1 に記載のウェビング巻取装置。

10

## 【請求項 3】

前記フォースリミッタ部材は、前記スプールの所定の大きさ以上の回転速度での引出方向への回転による遠心力によって移動されて、前記フォースリミッタ部材の一部が前記スプールとは別の部材に保持される請求項 2 に記載のウェビング巻取装置。

## 【請求項 4】

前記スプールの所定の大きさ以上の回転速度での引出方向への回転による遠心力によって移動されて前記フォースリミッタ部材を前記スプールとは別の部材に保持させる移動部材を備える請求項 2 に記載のウェビング巻取装置。

20

## 【請求項 5】

前記フォースリミッタ部材の一部が保持される前記スプールとは別の部材は、前記回転部材とされた請求項 2 から請求項 4 の何れか 1 項に記載のウェビング巻取装置。

## 【請求項 6】

前記フォースリミッタ部材を複数備え、前記スプールの引出方向への回転速度の大きさに応じて複数の前記フォースリミッタ部材が選択的に前記スプールとは別の部材に保持される請求項 2 から請求項 5 の何れか 1 項に記載のウェビング巻取装置。

## 【発明の詳細な説明】

30

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、フォースリミッタ部材の変形が可能なウェビング巻取装置に関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

トーションバーとは異なるワイヤ等のフォースリミッタ部材を備えたウェビング巻取装置がある。フォースリミッタ部材は、ロック機構のロックベースに連結されており、ロック機構の作動状態でウェビングの引張り荷重が所定の大きさ以上になると、フォースリミッタ部材が変形されながらスプールが引出方向へ回転され、スプールの回転力のエネルギーの一部が、フォースリミッタ部材の変形によって吸収される（一例として下記特許文献 1 を参照）。しかしながら、ウェビングの引出速度に応じたスプールの引出方向への回転速度の大きさによっては、フォースリミッタ部材の変形によるスプールの回転力のエネルギー吸収が不要なこともある。

40

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0003】

【特許文献 1】特開 2006 - 205822 号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

50

本発明は、上記事実を考慮し、ウェビングの引出速度に基づくスプールの引出方向への回転速度に応じてフォースリミッタ部材の変形が可能なウェビング巻取装置を得ることが目的である。

【課題を解決するための手段】

【0005】

請求項1に記載のウェビング巻取装置は、ウェビングが引出されることによって引出方向へ回転するスプールと、車両緊急時に引出方向への回転が阻止される回転部材と、前記スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転され、更に、前記スプールが前記回転部材に対して引出方向へ回転されることによって変形されるフォースリミッタ部材と、を備えている。

10

【0006】

請求項1に記載のウェビング巻取装置では、スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転され、更に、スプールが回転部材に対して引出方向へ回転されることによってフォースリミッタ部材が変形される。これによって、スプールが回転部材に対して引出方向へ回転された際のスプールの回転力のエネルギーの一部を吸収できる。

【0007】

これに対して、スプールの回転部材に対する引出方向への回転速度が所定の大きさ未満であれば、フォースリミッタ部材は変形されない。

【0008】

請求項2に記載のウェビング巻取装置は、請求項1に記載のウェビング巻取装置において、前記フォースリミッタ部材は、前記スプールと共に引出方向へ回転可能とされ、前記スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転されることによって前記フォースリミッタ部材の一部が前記スプールとは別の部材に保持され、更に、前記スプールが前記回転部材に対して引出方向へ回転されることによって前記フォースリミッタ部材が変形される。

20

【0009】

請求項2に記載のウェビング巻取装置によれば、フォースリミッタ部材は、スプールと共に引出方向へ回転可能とされる。車両緊急時に回転部材の引出方向への回転が阻止され、スプールが所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転されることによってフォースリミッタ部材の一部がスプールとは別の部材に保持され、更に、スプールが回転部材に対して引出方向へ回転されることによってフォースリミッタ部材が変形される。

30

【0010】

これに対して、スプールの引出方向への回転速度が所定の大きさ未満であれば、フォースリミッタ部材の一部がスプールとは別の部材に保持されることはなく、フォースリミッタ部材はスプールと共に回転部材に対して引出方向へ回転されるため、フォースリミッタ部材は変形されない。

【0011】

請求項3に記載のウェビング巻取装置は、請求項2に記載のウェビング巻取装置において、前記フォースリミッタ部材は、前記スプールの所定の大きさ以上の回転速度での引出方向への回転による遠心力によって移動されて、前記フォースリミッタ部材の一部が前記スプールとは別の部材に保持される。

40

【0012】

請求項3に記載のウェビング巻取装置によれば、フォースリミッタ部材は、スプールの所定の大きさ以上の回転速度での引出方向への回転による遠心力によって移動されて、フォースリミッタ部材の一部がスプールとは別の部材に保持され、この状態でのスプールの回転部材に対する引出方向への回転によってフォースリミッタ部材を変形できる。

【0013】

請求項4に記載のウェビング巻取装置は、請求項2に記載のウェビング巻取装置において、前記スプールの所定の大きさ以上の回転速度での引出方向への回転による遠心力によって移動されて前記フォースリミッタ部材を前記スプールとは別の部材に保持させる移動

50

部材を備えている。

【0014】

請求項4に記載のウェビング巻取装置によれば、スプールが回転部材に対して所定の大きさ以上の回転速度での引出方向へ回転されると、その遠心力によって移動部材が移動される。この移動部材の移動によって、フォースリミッタ部材を回転部材に保持させることができる。

【0015】

請求項5に記載のウェビング巻取装置は、請求項2から請求項4の何れか1項に記載のウェビング巻取装置において、前記フォースリミッタ部材の一部が保持される前記スプールとは別の部材は、前記回転部材とされている。

10

【0016】

請求項5に記載のウェビング巻取装置によれば、フォースリミッタ部材の一部が保持されるスプールとは別の部材が回転部材とされる。このため、車両緊急時に回転部材の引出方向への回転が阻止された状態でスプールが引出方向へ回転されることにより、スプールの回転部材に対する引出方向への相対回転を生じさせることができる。

【0017】

請求項6に記載のウェビング巻取装置は、請求項2から請求項5の何れか1項に記載のウェビング巻取装置において、前記フォースリミッタ部材を複数備え、前記スプールの引出方向への回転速度の大きさに応じて複数の前記フォースリミッタ部材が選択的に前記スプールとは別の部材に保持される。

20

【0018】

請求項6に記載のウェビング巻取装置によれば、スプールの引出方向への回転速度の大きさに応じて複数のフォースリミッタ部材が選択的にスプールとは別の部材に保持される。このため、スプールが回転部材に対して引出方向へ回転された際のスプールの回転力のエネルギーの吸収量を変えることができる。

【発明の効果】

【0019】

以上、説明したように、本発明に係るウェビング巻取装置では、ウェビングの引出速度に基づくスプールの引出方向への回転速度に応じてフォースリミッタ部材を変形できる。

【図面の簡単な説明】

30

【0020】

【図1】第1の実施の形態に係るウェビング巻取装置の正面図である。

【図2】第1の実施の形態に係るウェビング巻取装置のスプールの車両後側部分、ロックギヤ、及びワイヤの分解斜視図である。

【図3】第1の実施の形態に係るウェビング巻取装置の初期状態でのスプールの車両後側からの側面図である。

【図4】スプールがロックギヤに対して所定の大きさ未満の回転速度で引出方向へ回転された状態を示す図3に対応する側面図である。

【図5】スプールがロックギヤに対して所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転された状態を示す図3に対応する側面図である。

40

【図6】ロックギヤのワイヤ保持部にワイヤの基部及び係合部が保持された状態を示す図5に対応する側面図である。

【図7】ワイヤのワイヤ本体がスプールの挿入孔から引出された状態を示す図6に対応する側面図である。

【図8】第2の実施の形態に係るウェビング巻取装置のスプールの車両後側部分、ロックギヤ、スライド部材、及びワイヤの分解斜視図である。

【図9】第2の実施の形態に係るウェビング巻取装置のスプールの車両後側からの側面図である。

【図10】第2の実施の形態に係るウェビング巻取装置のロックギヤの車両後側からの側面図である。

50

【図 1 1】第 2 の実施の形態に係るウェビング巻取装置のスプールの車両後側部分、スライド部材、及びワイヤの分解斜視図で、( A ) はスライド部材の移動前を示し、( B ) はスライド部材の移動後を示している。

【図 1 2】ワイヤの係合部がロックギヤのワイヤ保持孔の巻取方向側部分を通して凹部の底部の車両後側に位置した状態を示すロックギヤの車両後側からの側面図である。

【図 1 3】ワイヤの係合部がロックギヤのワイヤ保持孔の引出方向側部分へ移動された状態を示す図 1 2 に対応する側面図である。

【図 1 4】第 3 の実施の形態に係るウェビング巻取装置のスプールの車両後側からの側面図である。

【図 1 5】図 1 4 の 1 5 - 1 5 線に沿った拡大断面図で、( A ) はスライド部材の移動前の状態を示し、( B ) は遠心力  $F_2$  でスライド部材の移動された状態を示し、( C ) は遠心力  $F_3$  でスライド部材の移動された状態を示し、( D ) は遠心力  $F_4$  でスライド部材の移動された状態を示す。

【発明を実施するための形態】

【0021】

次に、図 1 から図 1 5 の各図を用いて、本発明の各実施の形態について説明する。なお、各図において、矢印 FR は、ウェビング巻取装置 10 が搭載された車両前側を示し、矢印 OUT は、車幅方向外側を示し、矢印 UP は、車両上側を示している。また、以下の各実施の形態を説明するにあたり、説明している実施の形態よりも前出の実施の形態と基本的に同一の部位については、同一の符号を付与してその詳細な説明を省略する。

【0022】

< 第 1 の実施の形態の構成 >

図 1 に示されるように、ウェビング巻取装置 10 は、フレーム 12 を備えている。フレーム 12 は、例えば、車両のセンターピラーの車両下側で車体に固定されている。また、フレーム 12 は、一对の脚板 14、16 を備えている。脚板 14、16 は、車両前後方向に対向されており、脚板 14 と脚板 16 との間には、スプール 18 が設けられている。スプール 18 の中心軸線方向は、車両前後方向に沿っており、スプール 18 には、長尺帯状のウェビング 20 の長手方向基端部が係止され、ウェビング 20 は、スプール 18 の外周部に巻取られている。

【0023】

スプール 18 から引出されたウェビング 20 の長手方向先端側は、例えば、センターピラーの車両上側の端部近傍に設けられたスルーアンカのスルーアンカ挿通孔を通して車両下側へ折返され、更に、ウェビング 20 の長手方向先端部は、センターピラーの車両下側の端部の近傍に設けられたアンカプレートに係止されている。ウェビング 20 のスルーアンカとアンカプレートとの間の部分は、タンクに形成されたタンク挿通孔を通過している。ウェビング 20 が車両のシートに着座した乗員の身体に掛回された状態で、タンクが車両用のシートの車幅方向内側に設けられたバックルに係合されることによってウェビング 20 が乗員の身体に装着される。

【0024】

また、図 1 に示されるように、スプール 18 には、中心軸線方向(車両前後方向)に貫通した貫通孔 22 が形成されている。貫通孔 22 の内側には、トーションバー 24 がスプール 18 に対する同軸上に配置されている。トーションバー 24 は、棒状の軸部 26 を備えており、軸部 26 の車両前側の端部には、スプール側連結部 28 が形成されている。スプール側連結部 28 は、スプール 18 に連結されており、これによって、トーションバー 24 のスプール 18 に対する相対回転が阻止されている。

【0025】

一方、トーションバー 24 には、アダプタ 30 が設けられている。アダプタ 30 は、トーションバー 24 におけるスプール側連結部 28 の軸部 26 とは反対側でトーションバー 24 に一体的に装着されている。アダプタ 30 は、フレーム 12 の脚板 14 の外側へ突出している。脚板 14 の外側には、スプリングハウジング(図示省略)が設けられており、

10

20

30

40

50

スプリングハウジング内のゼンマイばね（図示省略）がアダプタ 30 に直接又は間接的に連結されている。トーシヨンバー 24 は、ゼンマイばねによって、スプール 18 がウェビング 20 を巻取る際の回転方向である巻取方向（図 3 から図 7 の矢印 A 方向）に付勢されており、スプール 18 は、トーシヨンバー 24 を介して巻取方向に付勢されている。

【 0026 】

また、脚板 14 とスプリングハウジングとの間には、プリテンシヨナ（図示省略）が設けられている。車両緊急時にプリテンシヨナが作動されると、スプール 18 が巻取方向へ回転され、これによって、ウェビング 20 がスプール 18 に巻取られると、乗員の身体がウェビング 20 によって拘束される。

【 0027 】

一方、図 1 及び図 2 に示されるように、スプール 18 の車両後側には、ロック手段を構成する回転部材としてのロックギヤ 32 が設けられている。ロックギヤ 32 は、挿入部 34 を備えている。挿入部 34 の外周形状は、円形とされており、挿入部 34 の外径寸法は、スプール 18 の貫通孔 22 の内径寸法に略等しい。挿入部 34 は、スプール 18 の車両後側から貫通孔 22 に挿入されており、これによって、ロックギヤ 32 は、スプール 18 に対して相対回転可能とされている。

【 0028 】

また、ロックギヤ 32 は、ギヤ部 36 を備えている。ギヤ部 36 は、挿入部 34 の車両後側で、挿入部 34 に対する同軸上に形成されている。ギヤ部 36 は、外歯のラチェット状とされている。また、図 1 に示されるように、ロックギヤ 32 の車両下側には、ロックギヤ 32 と共にロック手段を構成するロックプレート 38 が設けられている。ロックプレート 38 は、フレーム 12 の脚板 16 に回動可能に支持されている。ロックプレート 38 には、ロック歯が形成されており、ロックプレート 38 が回動されると、ロックプレート 38 のロック歯が、ロックギヤ 32 のギヤ部 36 の外歯に噛合う。これによって、ロックギヤ 32 の巻取方向とは反対の引出方向（図 3 から図 7 の矢印 B 方向）への回転が阻止される。

【 0029 】

また、ロックギヤ 32 には、トーシヨンバー 24 の軸部 26 の脚板 16 側に形成されたロックギヤ側連結部 40 が連結されている。これによって、ロックギヤ 32 は、トーシヨンバー 24 に対する相対回転が阻止されており、ひいては、スプール 18 に対する相対回転が阻止されている。但し、ロックギヤ 32 の引出方向への回転が阻止された状態で、スプール 18 からトーシヨンバー 24 のスプール側連結部 28 に付与される引出方向への回転荷重が、トーシヨンバー 24 の軸部 26 の捻りに対する機械的強度に基づく荷重を越えると、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して回転されながらトーシヨンバー 24 の軸部 26 が捻り変形される。

【 0030 】

さらに、フレーム 12 の脚板 16 の外側には、センサ機構（図示省略）が設けられている。センサ機構は、車両衝突時等の車両急減速状態で作動される所謂「V S I R 機構」及び車両衝突時等の車両緊急時にスプール 18 が一定の大きさ以上の回転加速度で引出方向へ回転されることによって作動される所謂「W S I R 機構」によって構成されており、センサ機構が作動されることによってロックプレート 38 が回動される。

【 0031 】

一方、図 1 及び図 2 に示されるように、スプール 18 には、ワイヤ収容部 42 が形成されている。ワイヤ収容部 42 は、スプール 18 の車両後側端部で開口された凹部とされており、ワイヤ収容部 42 の形状は、スプール 18 に対して同軸上の円形とされている。また、スプール 18 には、ワイヤ挿入孔 44 が形成されている。ワイヤ挿入孔 44 は、スプール 18 の貫通孔 22 よりも径方向外側でスプール 18 の中心軸線に対して略平行に形成されている。ワイヤ挿入孔 44 は、スプール 18 のワイヤ収容部 42 の底部で開口されており、ワイヤ挿入孔 44 には、ワイヤ 46 が設けられている。

【 0032 】

10

20

30

40

50

ワイヤ４６は、ワイヤ本体４８を備えている。ワイヤ本体４８は、全体的に車両前後方向に長い棒状に形成されており、スプール１８の車両後側からワイヤ挿入孔４４に挿入されている。また、ワイヤ４６は、中間部５０を備えている。中間部５０は、棒状に形成されており、中間部５０の長手方向一端は、ワイヤ本体４８の車両後側端部に繋がっている。中間部５０の長手方向他端は、中間部５０の長手方向一端よりも巻取方向側でかつスプール１８の径方向内側に位置しており、中間部５０の長手方向他端には、基部５１が形成されている。基部５１は、車両前後方向に長い棒状に形成されており、基部５１の車両前側の端部が中間部５０の長手方向他端に繋がっている。基部５１の車両後側の端部には、フランジ状の係合部５２が形成されている。

#### 【００３３】

また、スプール１８のワイヤ収容部４２の内側には、巻付部５４が形成されている。巻付部５４は、円筒形状とされており、スプール１８に対する同軸上に形成されている。さらに、スプール１８のワイヤ挿入孔４４の内側には、捻りコイルばね５６が設けられている。捻りコイルばね５６は、ワイヤ本体４８に係合されており、ワイヤ本体４８は、捻りコイルばね５６によって巻付部５４側（図３の矢印Ｃ方向）へ付勢されている。これによって、ワイヤ４６は、係合部５２が巻付部５４の径方向外側面に当接された状態で保持されている。

#### 【００３４】

一方、ロックギヤ３２には、凹部５８が形成されている。凹部５８は、車両前側へ開口されており、凹部５８の内側面は、円形とされ、スプール１８に対する同軸上に形成されている。凹部５８の内側におけるギヤ部３６側には、複数のワイヤ保持部６０がロックギヤ３２の中心軸線周りに一定角度毎に形成されている。ワイヤ保持部６０は、巻取方向側へ開口された中空形状に形成されており、ワイヤ保持部６０の内側にワイヤ４６の係合部５２を収容できる。

#### 【００３５】

また、ワイヤ保持部６０の車両前側部分には溝６２が形成されている。溝６２は、巻取方向側へ開口されている。溝６２の開口幅寸法は、ワイヤ４６の基部５１の外径寸法よりも大きく、ワイヤ４６の係合部５２の外径寸法よりも小さい。ワイヤ４６の係合部５２がロックギヤ３２の凹部５８の内側面に当接された状態で、スプール１８がロックギヤ３２に対して引出方向へ回転されて、ワイヤ４６の係合部５２が巻取方向側からワイヤ保持部６０の内側に入ると、ワイヤ４６の係合部５２の引出方向への回転が阻止される。

#### 【００３６】

< 第１の実施の形態の作用、効果 >

本ウェビング巻取装置１０では、車両衝突時等の車両緊急時に、乗員の身体に装着されたウェビング２０が引張られて、スプール１８と共にロックギヤ３２が一定の大きさ以上の回転加速度で引出方向へ回転されると、フレーム１２の脚板１６の外側に設けられたセンサ機構のWSIR機構（図示省略）が作動される。また、車両衝突による車両の急減速状態では、センサ機構のV SIR機構（図示省略）が作動される。

#### 【００３７】

このように、WSIR機構やV SIR機構が作動されることによって、フレーム１２の脚板１６に設けられたロックプレート３８が回動される。これによって、ロックプレート３８のロック歯が、ロックギヤ３２のギヤ部３６の外歯に噛合うと、ロックギヤ３２の引出方向への回転が阻止されて、スプール１８の引出方向への回転が阻止される。これによって、ウェビング２０のスプール１８からの引出しが阻止される。

#### 【００３８】

さらに、乗員の身体からウェビング２０に付与された引張り力に基づくスプール１８の引出方向の回転力が、トーションバー２４の軸部２６の捻り変形に必要な荷重以上になると、スプール１８がロックギヤ３２に対して引出方向へ回転され、トーションバー２４の軸部２６が捻り変形される。これによって、スプール１８の引出方向の回転量分だけウェビング２０がスプール１８から引出されると共に、スプール１８の引出方向への回転力の

10

20

30

40

50

エネルギーの一部をトーションバー 2 4 の軸部 2 6 の捻り変形によって吸収できる。

【 0 0 3 9 】

また、スプール 1 8 がロックギヤ 3 2 に対して引出方向へ回転されると、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 にはスプール 1 8 の径方向外側への遠心力が作用する。これによって、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 は、ワイヤ 4 6 のワイヤ本体 4 8 を巻取方向へ付勢する捻りコイルばね 5 6 の付勢力に抗して、ワイヤ本体 4 8 を中心に、ギヤ部 3 6 側（図 3 の矢印 D 方向）へ回動しようとする。ここで、例えば、車両のシートに着座した乗員が小柄な場合や、車両の衝突態様が所謂「軽衝突（車両の速度が比較的遅い状態での衝突）」の場合には、乗員の身体からウェビング 2 0 に付与された引張り力に基づくスプール 1 8 の引出方向の回転速度が所定の大きさ未満になることがある。

10

【 0 0 4 0 】

このような場合には、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 に作用する遠心力が小さく、このため、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 のギヤ部 3 6 側（図 3 の矢印 D 方向）への回動が小さいか、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 がギヤ部 3 6 側へ回動されない。この状態では、図 4 に示されるように、スプール 1 8 が、ロックギヤ 3 2 に対して引出方向へ回転されても、ワイヤ 4 6 の係合部 5 2 が、ロックギヤ 3 2 のワイヤ保持部 6 0 に入ることがなく、ワイヤ 4 6 は、スプール 1 8 と共に引出方向へ回転される。

【 0 0 4 1 】

一方、例えば、車両のシートに着座した乗員が標準体型以上の場合や、車両の衝突態様が軽衝突ではなく、車両の速度が比較的早い状態での衝突の場合には、乗員の身体からウェビング 2 0 に付与された引張り力に基づくスプール 1 8 の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上になる。

20

【 0 0 4 2 】

このような場合には、ワイヤ 4 6 のワイヤ本体 4 8 を巻取方向へ付勢する捻りコイルばね 5 6 の付勢力に抗し、ワイヤ 4 6 の基部 5 1 及び係合部 5 2 が、遠心力によってギヤ部 3 6 側（図 3 の矢印 D 方向）へ回動され、図 5 に示されるように、ワイヤ 4 6 の係合部 5 2 がロックギヤ 3 2 の凹部 5 8 の内側面へ当接され、この状態で、スプール 1 8 が、ロックギヤ 3 2 に対して引出方向へ回転されると、図 6 に示されるように、ワイヤ 4 6 の係合部 5 2 が、巻取方向側からワイヤ保持部 6 0 の内側へ入り、ワイヤ 4 6 の係合部 5 2 はワイヤ保持部 6 0 によって引出方向への回転が阻止される。

30

【 0 0 4 3 】

この状態で、乗員の身体からウェビング 2 0 に付与された引張り力に基づくスプール 1 8 の引出方向の回転力が、トーションバー 2 4 の軸部 2 6 の捻り変形に必要な荷重と、ワイヤ 4 6 の曲げ変形に必要な荷重との和以上であると、スプール 1 8 がロックギヤ 3 2 に対して引出方向へ回転される。

【 0 0 4 4 】

このように、スプール 1 8 が、ロックギヤ 3 2 に対して引出方向へ回転されることによって、図 7 に示されるように、ワイヤ 4 6 のワイヤ本体 4 8 が、スプール 1 8 のワイヤ挿入孔 4 4 から引出されながらワイヤ挿入孔 4 4 の車両後側端部の縁によってしごかれてワイヤ 4 6 が巻取方向側へ変形され、スプール 1 8 のワイヤ収容部 4 2 内の巻付部 5 4 の外側面に巻付けられる。これによって、スプール 1 8 の引出方向の回転量分だけウェビング 2 0 がスプール 1 8 から引出されると共に、スプール 1 8 の回転力のエネルギーの一部をトーションバー 2 4 の捻り変形及びワイヤ 4 6 の曲げ変形によって吸収できる。

40

【 0 0 4 5 】

このように、本実施の形態では、スプール 1 8 のロックギヤ 3 2 に対する引出方向への回転速度が所定の大きさ未満の場合には、スプール 1 8 のロックギヤ 3 2 に対する引出方向への回転速度が所定の大きさ以上の場合よりも、ロックギヤ 3 2 の引出方向への回転阻止状態でスプール 1 8 の引出方向へ回転させるために必要な回転力を小さくできる。

【 0 0 4 6 】

また、乗員が小柄の場合や、比較的低速での車両衝突（軽衝突）時には、乗員の身体に

50

よるウェビング20のロックギヤ32に対する引出速度は小さく、このため、スプール18のロックギヤ32に対する引出方向への回転速度が小さくなる。このような場合には、ロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を小さくできる。

【0047】

これに対して、乗員の体格が標準以上の場合や、比較的高速での車両衝突時には、乗員の身体によるウェビング20の引出速度は大きく、このため、スプール18のロックギヤ32に対する引出方向への回転速度が大きくなる。このような場合には、ロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を大きくできる。

10

【0048】

このように、乗員の体格や衝突状態によってロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を変えることができ、吸収するエネルギー量を変えることができる。

【0049】

さらに、本実施の形態では、捻りコイルばね56の付勢力及びワイヤ46の係合部52の質量の少なくとも一方が変更されることによって、ワイヤ46の係合部52が遠心力によってロックギヤ32のワイヤ保持部60に入ることが可能な位置まで回動させるために必要なスプール18のロックギヤ32に対する引出方向への回転速度を変更できる。

【0050】

20

また、本実施の形態では、ロックギヤ32の凹部58の内側には、複数のワイヤ保持部60が、ロックギヤ32の中心周りに一定角度毎に形成されている。このため、ワイヤ46が、スプール18と共にロックギヤ32に対して引出方向へ回転されても、スプール18のロックギヤ32に対する引出方向への回転速度が所定の大きさ以上になることによって、ワイヤ46の係合部52を遠心力によって早くワイヤ保持部60の内側に入らせることができ、早期にワイヤ46の引出しを開始できる。

【0051】

< 第2の実施の形態の構成 >

図8に示されるように、第2の実施の形態では、ロックギヤ32の凹部58の底部に複数のワイヤ保持孔72が形成されている。図10に示されるように、これらのワイヤ保持孔72は、ロックギヤ32の回転中心周りに一定角度毎に形成されている。ワイヤ保持孔72は、長手方向がロックギヤ32の周方向に沿った長孔形状で、かつ、ロックギヤ32の凹部58の底部を貫通した貫通孔とされている。

30

【0052】

ワイヤ保持孔72の巻取方向側部分は、幅寸法がワイヤ46の係合部52の外径寸法よりも大きくされており、ワイヤ46の係合部52は、ワイヤ保持孔72の巻取方向側部分を通ることができる。これに対して、ワイヤ保持孔72の引出方向側部分では、幅寸法がワイヤ46の係合部52の外径寸法よりも小さく、ワイヤ46の基部51よりも大きくされている。このため、ワイヤ46の係合部52は、ワイヤ保持孔72の巻取方向側部分を通ることができない。

40

【0053】

また、図8及び図9に示されるように、本実施の形態では、スプール18にワイヤ収容溝74が形成されている。ワイヤ収容溝74は、スプール18に対して同軸上のリング状に形成され、図12に示されるように、ロックギヤ32のワイヤ保持孔72は、スプール18のワイヤ収容溝74と対向されている。また、図8及び図9に示されるように、ワイヤ収容溝74は、スプール18の車両後側端部で開口されており、ワイヤ挿入孔44がワイヤ収容溝74の底部で開口されている。ワイヤ46のワイヤ本体48がワイヤ挿入孔44に挿入された状態で、ワイヤ46の中間部50及び基部51がワイヤ収容溝74内に配置され、ワイヤ46の係合部52がスプール18の車両後側端部よりも車両後側に配置される。また、本実施の形態では、図示しないワイヤ付勢手段によってワイヤ46が車両前

50

側へ付勢されている。

【0054】

また、スプール18には、ガイド溝76が形成されている。図9に示されるように、ガイド溝76は、ワイヤ挿入孔44よりも巻取方向側に形成されている。また、ガイド溝76は、長手方向がスプール18の径方向に沿った長形状とされている。さらに、ガイド溝76は、長手方向中間部でワイヤ収容溝74と交差されており、ワイヤ46のワイヤ本体48がスプール18のワイヤ挿入孔44に挿入された状態で、ワイヤ46の中間部50がガイド溝76と交差している。また、図8に示されるように、ガイド溝76はワイヤ収容溝74よりも深く、ガイド溝76の底部は、ワイヤ収容溝74の底部よりも車両前側に位置している。ガイド溝76の内側には、移動部材としてのスライド部材78が設けられて

10

【0055】

スライド部材78は、ガイド溝76に案内されてスプール18の径方向にスライド可能とされている。スライド部材78は、薄肉部80を備えている。薄肉部80の車両前後方向寸法は、ガイド溝76の深さ(車両前後方向寸法)とワイヤ収容溝74の深さ(車両前後方向寸法)との差以下とされている。このため、薄肉部80がワイヤ収容溝74の底部よりも車両後側へ突出されることがない。

【0056】

また、スライド部材78は、厚肉部82を備えている。厚肉部82は、薄肉部80よりもスプール18の径方向内側に形成されている。厚肉部82の車両前後方向寸法は、ガイド溝76の深さ(車両前後方向寸法)とワイヤ収容溝74の深さ(車両前後方向寸法)との差よりも大きく、ワイヤ46の中間部50が、厚肉部82の車両後側面に当接された状態では、ワイヤ46の係合部52が、ロックギヤ32の凹部58の底部のワイヤ保持孔72の巻取方向側部分を通してロックギヤ32の凹部58の底部よりも車両後側に位置する。

20

【0057】

スライド部材78の薄肉部80と厚肉部82との間には、斜面部84が形成されている。スライド部材78の薄肉部80とワイヤ46の中間部50とが対向した状態で、スライド部材78がスプール18の径方向外側へスライドされると、ワイヤ46の中間部50がスライド部材78の斜面部84によって車両後側へ押圧される。これによって、ワイヤ46全体が車両後側へ移動される。

30

【0058】

さらに、ガイド溝76の内側には、圧縮コイルばね86が設けられている。圧縮コイルばね86は、スライド部材78よりもスプール18の径方向外側に設けられており、スライド部材78は、圧縮コイルばね86によってスプール18の径方向内側へ付勢されている。

【0059】

<第2の実施の形態の作用、効果>

本実施の形態では、スプール18が、ロックギヤ32に対して引出方向へ回転されると、スライド部材78にスプール18の径方向外側への遠心力が作用する。これによって、スライド部材78は、スプール18の径方向外側(図11(A)の矢印E方向)へスライドしようとする。ここで、スライド部材78に作用する遠心力が、ワイヤ46を車両前側へ付勢するワイヤ付勢手段の付勢力及びスライド部材78をスプール18の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね86の付勢力に抗することができる所定の大きさ未満の場合には、スライド部材78の厚肉部82がワイヤ46の中間部50と対向されない。

40

【0060】

したがって、この場合には、ワイヤ46の係合部52が、ロックギヤ32の凹部58の底部のワイヤ保持孔72の巻取方向側部分を通して凹部58の底部よりも車両後側に位置することがない。このため、この場合には、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転されても、ワイヤ46全体がスプール18と共にロックギヤ32に対して引出

50

方向へ回転される。

【0061】

これに対して、スライド部材78に作用する遠心力が、ワイヤ46を車両前側へ付勢するワイヤ付勢手段の付勢力及びスライド部材78をスプール18の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね86の付勢力に抗することができる所定の大きさ以上の場合には、スライド部材78が、スプール18の径方向外側(図11(A)の矢印E方向)へスライドされる。このようにスライド部材78がスライドされると、ワイヤ46の中間部50が、スライド部材78の斜面部84によって車両後側(図11(A)の矢印G方向)へ押圧され、ワイヤ46全体が車両後側へ移動される。

【0062】

スライド部材78の厚肉部82が、ワイヤ46の中間部50と対向されるまでスライド部材78がスライドされると、ワイヤ46の係合部52が、ロックギヤ32の凹部58の底部のワイヤ保持孔72の巻取方向側部分を通して凹部58の底部よりも車両後側に位置する。この状態で、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転されると、図13に示されるように、ワイヤ46の係合部52がワイヤ保持孔72の引出方向側部分と対向され、ワイヤ46の係合部52の車両前側への移動が阻止される。

【0063】

この状態で、乗員の身体からウェビング20に付与された引張り力に基づくスプール18の引出方向の回転力が、トーションバー24の軸部26の捻り変形に必要な荷重と、ワイヤ46の曲げ変形に必要な荷重との和以上であると、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転される。

【0064】

さらに、このように、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転されることによって、ワイヤ46のワイヤ本体48が、スプール18のワイヤ挿入孔44から引出されながらワイヤ挿入孔44の車両後側端部の縁によってしごかれてワイヤ46が巻取方向側へ変形される。これによって、スプール18の引出方向の回転量分だけウェビング20がスプール18から引出されると共に、スプール18の回転力のエネルギーの一部をトーションバー24の捻り変形及びワイヤ46の曲げ変形によって吸収できる。

【0065】

このように、本実施の形態では、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ未満の場合には、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上の場合よりも、ロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18の引出方向へ回転させるために必要な回転力を小さくできる。また、乗員が小柄の場合や、比較的低速での車両衝突(軽衝突)時には、乗員の身体によるウェビング20の引出速度は小さく、このため、スプール18の引出方向への回転速度が小さくなる。このような場合には、ロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を小さくできる。

【0066】

これに対して、乗員の体格が標準以上の場合や、比較的高速での車両衝突時には、乗員の身体によるウェビング20の引出速度は大きく、このため、スプール18の引出方向への回転速度が大きくなる。このような場合には、ロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を大きくできる。このように、乗員の体格や衝突状態によってロックギヤ32の引出方向への回転阻止状態でスプール18を引出方向へ回転させるために必要な回転力を変え、吸収するエネルギー量を変えることができる。

【0067】

さらに、本実施の形態では、圧縮コイルばね86の付勢力、ワイヤ付勢手段の付勢力、及びスライド部材78の質量の少なくとも1つが変更されることによって、スライド部材78の厚肉部82がワイヤ46の中間部50と対向するまで、スライド部材78をスライドさせるために必要なスプール18の引出方向への回転速度を変更できる。

10

20

30

40

50

## 【0068】

また、本実施の形態では、ロックギヤ32の凹部58の底部には、複数のワイヤ保持孔72がロックギヤ32の中心周りに一定角度毎に形成されている。このため、ワイヤ46がスプール18と共に引出方向へ回転されても、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上になることによって、ワイヤ46の係合部52が早くワイヤ保持孔72を通すことができ、これによって、早期にワイヤ46の引出しを開始できる。

## 【0069】

<第3の実施の形態の構成>

図14に示されるように、第3の実施の形態では、ロックギヤ32の凹部58の底部に複数の第1ワイヤ保持孔92と複数の第2ワイヤ保持孔94とが形成されている。第1ワイヤ保持孔92は、ロックギヤ32の回転中心周りに一定角度毎に形成されており、第2ワイヤ保持孔94は、第1ワイヤ保持孔92よりもロックギヤ32の径方向外側でロックギヤ32の回転中心周りに一定角度毎に形成されている。これらの第1ワイヤ保持孔92及び第2ワイヤ保持孔94は、前記第2の実施の形態におけるワイヤ保持孔72と同様の構成とされている。

10

## 【0070】

また、本実施の形態では、スプール18に第1ワイヤ収容溝96が形成されている。第1ワイヤ収容溝96は、スプール18に対して同軸上のリング状に形成され、ロックギヤ32の第1ワイヤ保持孔92は、第1ワイヤ収容溝96と対向されている。また、第1ワイヤ収容溝96は、スプール18の車両後側端部で開口されている。第1ワイヤ収容溝96の径方向外側には、第2ワイヤ収容溝98が形成されている。

20

## 【0071】

第2ワイヤ収容溝98は、スプール18に対して同軸上のリング状に形成され、ロックギヤ32の第2ワイヤ保持孔94は、第2ワイヤ収容溝98と対向されている。また、第2ワイヤ収容溝98は、スプール18の車両後側端部で開口されており、第2ワイヤ収容溝98の深さ(車両前後方向寸法)は、第1ワイヤ収容溝96の深さ(車両前後方向寸法)と同じにされている。

## 【0072】

スプール18のガイド溝76は、長手方向中間部で第1ワイヤ収容溝96及び第2ワイヤ収容溝98と交差されている。ガイド溝76は第1ワイヤ収容溝96及び第2ワイヤ収容溝98よりも深く、ガイド溝76の底部は、第1ワイヤ収容溝96及び第2ワイヤ収容溝98の底部よりも車両前側に位置している。

30

## 【0073】

さらに、スプール18には、第1ワイヤ挿入孔100が形成されている。第1ワイヤ挿入孔100は、スプール18の貫通孔22よりも径方向外側でスプール18の中心軸線に対して略平行に形成されており、第1ワイヤ挿入孔100は、スプール18の第1ワイヤ収容溝96の底部におけるガイド溝76よりも引出方向側で開口されている。第1ワイヤ挿入孔100には、ワイヤ46と同様のフォースリミッタ部材としての第1ワイヤ102のワイヤ本体48が挿入されている。

## 【0074】

第1ワイヤ102は、中間部50及び基部51が第1ワイヤ収容溝96内に配置され、第1ワイヤ102の係合部52が、スプール18の車両後側端部よりも車両後側に配置される。さらに、第1ワイヤ102のワイヤ本体48が、スプール18の第1ワイヤ挿入孔100に挿入された状態で、第1ワイヤ102の中間部50が、ガイド溝76と交差している。また、第1ワイヤ102は、図示しない第1ワイヤ付勢手段によって車両前側へ付勢されている。

40

## 【0075】

また、スプール18には、第2ワイヤ挿入孔104が形成されている。第2ワイヤ挿入孔104は、スプール18の第1ワイヤ挿入孔100よりもスプール18の径方向外側でスプール18の中心軸線に対して略平行に形成されており、第2ワイヤ挿入孔104は、

50

スプール18の第2ワイヤ収容溝98の底部におけるガイド溝76よりも引出方向側で開口されている。第2ワイヤ挿入孔104には、ワイヤ46と同様のフォースリミッタ部材としての第2ワイヤ106のワイヤ本体48が挿入されている。

【0076】

第2ワイヤ106は、中間部50及び基部51が第2ワイヤ収容溝98内に配置され、第2ワイヤ106の係合部52が、スプール18の車両後側端部よりも車両後側に配置される。さらに、第2ワイヤ106のワイヤ本体48が、スプール18の第2ワイヤ挿入孔104に挿入された状態で、第2ワイヤ106の中間部50が、ガイド溝76と交差している。また、第2ワイヤ106は、図示しない第2ワイヤ付勢手段によって車両前側へ付勢されている。さらに、第2ワイヤ106は、材質や太さ等が第1ワイヤ102と同じと

10

【0077】

一方、図15(A)～(D)に示されるように、本実施の形態におけるスライド部材78は、第1～第3薄肉部108A～108C、第1～第3厚肉部110A～110C、第1～第3斜面部112A～112Cを備えており、これらは、スプール18の径方向外側から第1薄肉部108A、第1斜面部112A、第1厚肉部110A、第2薄肉部108B、第2斜面部112B、第2厚肉部110B、第3薄肉部108C、第3斜面部112C、第3厚肉部110Cの順に並んでいる。これらの第1～第3薄肉部108A～108Cは、前記第2の実施の形態におけるスライド部材78の薄肉部80と同様の構成とされ、第1～第3厚肉部110A～110Cは、前記第2の実施の形態におけるスライド部材78の厚肉部82と同様の構成とされ、第1～第3斜面部112A～112Cは、前記第2の実施の形態におけるスライド部材78の斜面部84と同様の構成とされている。

20

【0078】

さらに、図15(A)に示されるように、スライド部材78が、スプール18のガイド溝76におけるスプール18の径方向内側端部に当接された状態では、スライド部材78の第1薄肉部108Aとスプール18の第2ワイヤ収容溝98とが重なり、スライド部材78の第2薄肉部108Bとスプール18の第1ワイヤ収容溝96とが重なる。

【0079】

さらに、図15(B)に示されるように、スライド部材78の第2厚肉部110Bとスプール18の第1ワイヤ収容溝96とが重なった状態では、スライド部材78の第1薄肉部108Aとスプール18の第2ワイヤ収容溝98との重なりが維持され、図15(C)に示されるように、スライド部材78の第3薄肉部108Cとスプール18の第1ワイヤ収容溝96とが重なった状態では、スライド部材78の第1厚肉部110Aとスプール18の第2ワイヤ収容溝98とが重なる。

30

【0080】

図15(D)に示されるように、スライド部材78の第3厚肉部110Cとスプール18の第1ワイヤ収容溝96とが重なった状態では、スライド部材78の第1厚肉部110Aとスプール18の第2ワイヤ収容溝98との重なりが維持される。この条件を満足するように、第1～第3薄肉部108A～108C、第1～第3厚肉部110A～110C、及び第1～第3斜面部112A～112Cの各々のスプール18の径方向に沿った寸法が

40

【0081】

<第3の実施の形態の作用、効果>

次に、本実施の形態の動作の説明を通して、本実施の形態の作用並びに効果について説明する。なお、以下の説明において、第1ワイヤ102及び第2ワイヤ106の各中間部50と、スライド部材78との間の摩擦、第1ワイヤ102の車両後側への移動に伴う第1ワイヤ付勢手段の付勢力の増加、及び第2ワイヤ106の車両後側への移動に伴う第2ワイヤ付勢手段の付勢力の増加については便宜上ないものとして説明する。

【0082】

本実施の形態では、スプール18が、引出方向へ回転されることによってスライド部材

50

78に作用するスプール18の径方向外側への遠心力F1が、スライド部材78をスプール18の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね86のセット荷重(付勢力)と、第1ワイヤ102を車両前側へ付勢する第1ワイヤ付勢手段の付勢力に抗して第1ワイヤ102がスライド部材78の第2薄肉部108Bから第2斜面部112Bを経て第2厚肉部110Bに達するまでに要する力との和未満の場合には、図15(A)に示されるように、スライド部材78の第1薄肉部108Aと第2ワイヤ106の中間部50とが対向され、スライド部材78の第2薄肉部108Bと第1ワイヤ102の中間部50とが対向される。

【0083】

このため、この場合には、第1ワイヤ102の係合部52は、ロックギヤ32の凹部58の底部の第1ワイヤ保持孔92の巻取方向側部分を通過せず、また、第2ワイヤ106の係合部52は、ロックギヤ32の凹部58の底部の第2ワイヤ保持孔94の巻取方向側部分を通過しない。

10

【0084】

一方、スプール18が更に速い速度で引出方向へ回転され、スライド部材78に作用する遠心力F2が、図15(A)に図示された状態でのスライド部材78をスプール18の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね86のセット荷重(付勢力)と、第1ワイヤ102を車両前側へ付勢する第1ワイヤ付勢手段の付勢力に抗して第1ワイヤ102がスライド部材78の第2薄肉部108Bから第2斜面部112Bを経て第2厚肉部110Bに達するまでに要する力との和以上になると、スライド部材78がスプール18の径方向外側へスライドされる。これによって、第1ワイヤ102の中間部50は、スライド部材78の第2斜面部112Bに押圧され、第1ワイヤ102全体が車両後側へ移動される。

20

【0085】

これによって、図15(B)に示されるように、第1ワイヤ102の中間部50とスライド部材78の第2厚肉部110Bとが対向されると、第1ワイヤ102の係合部52が、ロックギヤ32の凹部58の底部の第1ワイヤ保持孔92の巻取方向側部分を通過して、凹部58の底部よりも車両後側に配置される。したがって、この状態で、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転され、第1ワイヤ102の基部51が第1ワイヤ保持孔92の引出方向側部分に配置されると、第1ワイヤ102の車両前側への移動が阻止される。

【0086】

また、この場合には、図15(B)に示されるように、第2ワイヤ106の中間部50は、スライド部材78の第1薄肉部108Aと対向されている。このため、第2ワイヤ106は車両後側へ移動されない。したがって、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転されても、第2ワイヤ106全体がスプール18と共にロックギヤ32に対して引出方向へ回転される。

30

【0087】

このため、この場合には、乗員の身体からウェビング20に付与された引張り力に基づくスプール18の引出方向の回転力が、トーションバー24の軸部26の捻り変形に必要な荷重と、第1ワイヤ102の曲げ変形に必要な荷重との和以上であると、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転される。

40

【0088】

このように、スプール18がロックギヤ32に対して引出方向へ回転されることによって、第1ワイヤ102のワイヤ本体48が、スプール18の第1ワイヤ挿入孔100から引出されながら第1ワイヤ挿入孔100の車両後側端部の縁によってしごかれて第1ワイヤ102が巻取方向側へ変形される。これによって、スプール18の引出方向の回転量分だけウェビング20がスプール18から引出されると共に、スプール18の回転力のエネルギーの一部をトーションバー24の捻り変形及び第1ワイヤ102の曲げ変形によって吸収できる。

【0089】

また、スプール18が更に速い速度で引出方向へ回転され、スライド部材78に作用す

50

る遠心力  $F_3$  が、図 15 ( B ) に図示された状態でのスライド部材 78 をスプール 18 の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね 86 のセット荷重 (付勢力) と、第 2 ワイヤ 106 を車両前側へ付勢する第 2 ワイヤ付勢手段の付勢力に抗して第 2 ワイヤ 106 がスライド部材 78 の第 1 薄肉部 108 A から第 1 斜面部 112 A を経て第 1 厚肉部 110 A に達するまでに要する力との和以上になると、スライド部材 78 がスプール 18 の径方向外側へ更にスライドされ、第 2 ワイヤ 106 の中間部 50 は、スライド部材 78 の第 1 斜面部 112 A に押圧され、第 1 ワイヤ 102 全体が車両後側へ移動される。

【 0090 】

これによって、図 15 ( C ) に示されるように、第 2 ワイヤ 106 の中間部 50 とスライド部材 78 の第 1 厚肉部 110 A とが対向されると、第 2 ワイヤ 106 の係合部 52 が、ロックギヤ 32 の凹部 58 の底部の第 2 ワイヤ保持孔 94 の巻取方向側部分を通過して、凹部 58 の底部よりも車両後側に配置される。したがって、この状態で、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転され、第 2 ワイヤ 106 の基部 51 が第 2 ワイヤ保持孔 94 の引出方向側部分に配置されると、第 2 ワイヤ 106 の車両前側への移動が阻止される。

10

【 0091 】

また、この場合には、図 15 ( C ) に示されるように、第 1 ワイヤ 102 の中間部 50 は、スライド部材 78 の第 3 薄肉部 108 C と対向される。このため、第 1 ワイヤ 102 は、第 1 ワイヤ 102 の中間部 50 がスライド部材 78 の第 3 薄肉部 108 C へ当接するまで第 1 ワイヤ付勢手段の付勢力によって車両前側へ移動される。したがって、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転されても、第 1 ワイヤ 102 全体がスプール 18 と共にロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転される。

20

【 0092 】

このため、この場合には、乗員の身体からウェビング 20 に付与された引張り力に基づくスプール 18 の引出方向の回転力が、トーションバー 24 の軸部 26 の捻り変形に必要な荷重と、第 2 ワイヤ 106 の曲げ変形に必要な荷重との和以上であると、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転される。

【 0093 】

このように、スプール 18 が、ロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転されることによって、第 2 ワイヤ 106 のワイヤ本体 48 が、スプール 18 の第 2 ワイヤ挿入孔 104 から引出されながら第 2 ワイヤ挿入孔 104 の車両後側端部の縁によってしごかれて第 2 ワイヤ 106 が巻取方向側へ変形される。これによって、スプール 18 の引出方向の回転量分だけウェビング 20 がスプール 18 から引出されると共に、スプール 18 の回転力のエネルギーの一部をトーションバー 24 の捻り変形及び第 2 ワイヤ 106 の曲げ変形によって吸収できる。

30

【 0094 】

ここで、第 2 ワイヤ 106 の材質や太さ等は、第 1 ワイヤ 102 の材質や太さ等と同じであるが、第 2 ワイヤ 106 が配置される第 2 ワイヤ挿入孔 104 や第 2 ワイヤ収容溝 98 は、第 1 ワイヤ 102 が配置される第 1 ワイヤ挿入孔 100 や第 1 ワイヤ収容溝 96 よりもスプール 18 の径方向外側に設けられる。このため、第 2 ワイヤ 106 のワイヤ本体 48 が、スプール 18 の第 2 ワイヤ挿入孔 104 から引出される長さ、第 1 ワイヤ 102 のワイヤ本体 48 が、スプール 18 の第 1 ワイヤ挿入孔 100 から引出される長さとは、スプール 18 のロックギヤ 32 に対する引出方向への回転角度が同じであれば、第 2 ワイヤ 106 の方が長く、吸収するエネルギー量を多くできる。

40

【 0095 】

一方、スプール 18 が更に速い速度で引出方向へ回転され、スライド部材 78 に作用する遠心力  $F_4$  が、図 15 ( C ) に図示された状態でのスライド部材 78 をスプール 18 の径方向内側へ付勢する圧縮コイルばね 86 のセット荷重 (付勢力) と、第 1 ワイヤ 102 を車両前側へ付勢する第 1 ワイヤ付勢手段の付勢力に抗して第 1 ワイヤ 102 がスライド部材 78 の第 3 薄肉部 108 C から第 3 斜面部 112 C を経て第 3 厚肉部 110 C に達す

50

るまでに要する力との和以上になると、スライド部材 78 がスプール 18 の径方向外側へ更にスライドされる。これによって、第 1 ワイヤ 102 の中間部 50 は、スライド部材 78 の第 3 斜面部 112 C に押圧され、第 1 ワイヤ 102 全体が車両後側へ移動される。

【0096】

これによって、図 15 (D) に示されるように、第 1 ワイヤ 102 の中間部 50 とスライド部材 78 の第 3 厚肉部 110 C とが対向されると、第 1 ワイヤ 102 の係合部 52 が、ロックギヤ 32 の凹部 58 の底部の第 1 ワイヤ保持孔 92 の巻取方向側部分を通して、凹部 58 の底部よりも車両後側に配置される。したがって、この状態で、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転され、第 1 ワイヤ 102 の基部 51 が第 1 ワイヤ保持孔 92 の引出方向側部分に配置されると、第 1 ワイヤ 102 の車両前側への移動が阻止される。

10

【0097】

また、この場合には、図 15 (D) に示されるように、第 2 ワイヤ 106 の中間部 50 は、スライド部材 78 の第 1 厚肉部 110 A と対向されている。このため、第 2 ワイヤ 106 の係合部 52 が、ロックギヤ 32 の凹部 58 の底部の第 2 ワイヤ保持孔 94 の巻取方向側部分を通して、凹部 58 の底部よりも車両後側に配置される。したがって、この状態で、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転され、第 2 ワイヤ 106 の基部 51 が第 2 ワイヤ保持孔 94 の引出方向側部分に配置されると、第 2 ワイヤ 106 の車両前側への移動が阻止される。

【0098】

20

このため、この場合には、乗員の身体からウェビング 20 に付与された引張り力に基づくスプール 18 の引出方向の回転力が、トーションバー 24 の軸部 26 の捻り変形に必要な荷重と、第 1 ワイヤ 102 の曲げ変形に必要な荷重と、第 2 ワイヤ 106 の曲げ変形に必要な荷重との和以上であると、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転される。

【0099】

さらに、このように、スプール 18 がロックギヤ 32 に対して引出方向へ回転されることによって、第 1 ワイヤ 102 のワイヤ本体 48 が、スプール 18 の第 1 ワイヤ挿入孔 100 から引出されながら第 1 ワイヤ挿入孔 100 の車両後側端部の縁によってしごかれて第 1 ワイヤ 102 が巻取方向側へ変形され、第 2 ワイヤ 106 のワイヤ本体 48 が、スプール 18 の第 2 ワイヤ挿入孔 104 から引出されながら第 2 ワイヤ挿入孔 104 の車両後側端部の縁によってしごかれて第 2 ワイヤ 106 が巻取方向側へ変形される。

30

【0100】

これによって、スプール 18 の引出方向の回転量分だけウェビング 20 がスプール 18 から引出されると共に、スプール 18 の回転力のエネルギーの一部をトーションバー 24 の捻り変形、第 1 ワイヤ 102 の曲げ変形、及び第 2 ワイヤ 106 の曲げ変形によって吸収できる。

【0101】

このように、本実施の形態では、スライド部材 78 に作用する遠心力  $F_1 \sim F_4$  の大きさによって第 1 ワイヤ 102 及び第 2 ワイヤ 106 を選択的に曲げ変形でき、スプール 18 の回転力のエネルギーの吸収量を段階的に調節できる。これによって、乗員の体格や、車両の衝突態様等に応じ、ロックギヤ 32 の引出方向への回転阻止状態でスプール 18 を引出方向へ回転させるために必要な回転力を細かく変えることができ、吸収するエネルギー量を細かく変えることができる。

40

【0102】

なお、本実施の形態では、第 1 ワイヤ 102 及び第 2 ワイヤ 106 を備えた構成であったが、ワイヤを 3 本以上とし、ワイヤの数と同じ数だけ挿入孔やワイヤ収容溝をスプール 18 に形成してもよい。

【0103】

また、本実施の形態では、第 1 ワイヤ 102 と第 2 ワイヤ 106 とで材質や太さ等を同

50

じにしたが、第1ワイヤ102と第2ワイヤ106とで材質や太さ等を異ならせてもよい。

【0104】

さらに、上記の各実施の形態では、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上の場合に、ワイヤ46、第1ワイヤ102、第2ワイヤ106の基部51が回転部材としてのロックギヤ32に保持される構成であった。しかしながら、スプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上の場合に、ワイヤ46、第1ワイヤ102、第2ワイヤ106の基部51が保持される部材は、スプール18とは別の部材であれば、例えば、フレーム12等のロックギヤ32以外の部材であってもよい。

【0105】

また、上記の各実施の形態では、スプール18のロックギヤ32に対する引出方向への相対回転による遠心力でワイヤ46、第1ワイヤ102、第2ワイヤ106の基部51及び係合部52が移動され、ワイヤ46、第1ワイヤ102、第2ワイヤ106の基部51がロックギヤ32に保持される構成であった。しかしながら、例えば、スプール18の引出方向への回転速度又はウェビング20のスプール18からの引出速度を機械的、電氣的、又は磁氣的に検出し、この検出結果に基づいて第1ワイヤ102、第2ワイヤ106の基部51又は係合部52がフレーム12等に保持される構成であってもよい。

【0106】

さらに、上記の各実施の形態では、スプール18がロックギヤ32に対して所定の大きさ以上の回転速度で引出方向へ回転されることによって、ワイヤ46の基部51及び係合部52がロックギヤ32のギヤ部36側（図3の矢印D方向）へ回転され、又は、スライド部材78がスプール18の径方向外側へスライドされる構成であった。しかしながら、フレーム12の脚板16に設けられたロックプレート38のロック歯が、ロックギヤ32のギヤ部36の外歯に噛合う以前の状態（すなわち、ロックプレート38がスプール18と共に引出方向へ回転可能な状態）でのスプール18の引出方向への回転速度が所定の大きさ以上の場合にワイヤ46の基部51及び係合部52がロックギヤ32のギヤ部36側（図3の矢印D方向）へ回転され、又は、スライド部材78がスプール18の径方向外側へスライドされる構成であってもよい。

【符号の説明】

【0107】

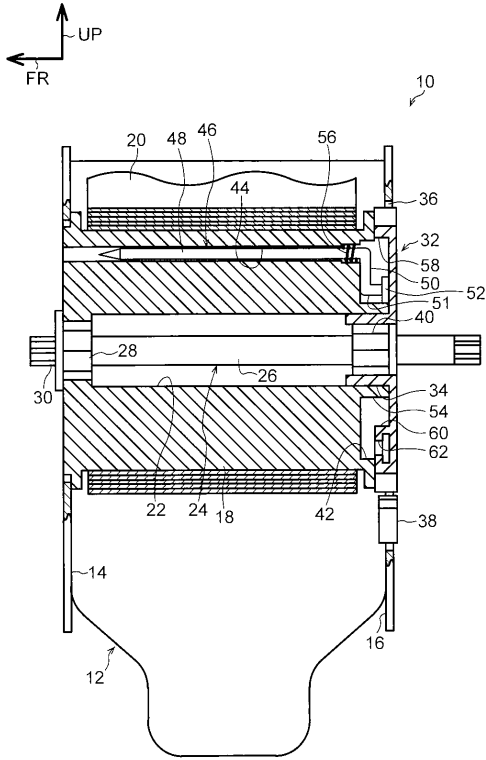
- 10 ウェビング巻取装置
- 18 スプール
- 20 ウェビング
- 32 ロックギヤ（回転部材、スプールとは別の部材）
- 46 ワイヤ（フォースリミッタ部材）
- 78 スライド部材（移動部材）
- 102 第1ワイヤ（フォースリミッタ部材）
- 106 第2ワイヤ（フォースリミッタ部材）

10

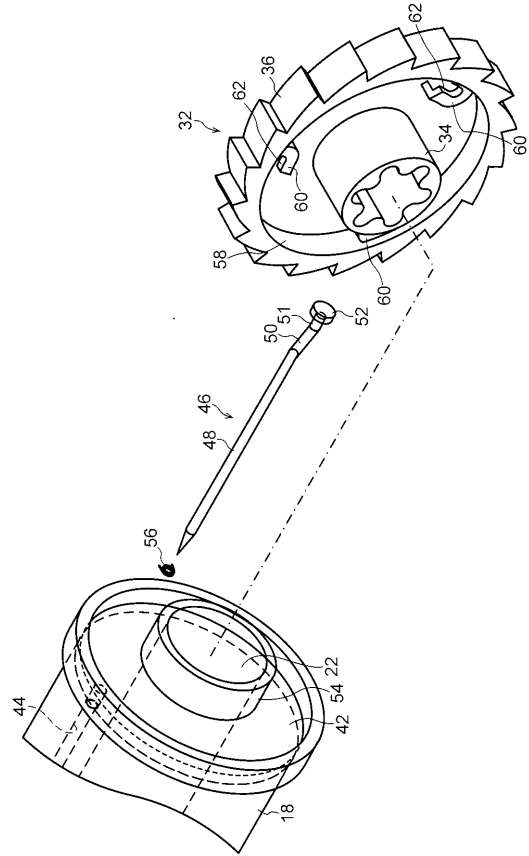
20

30

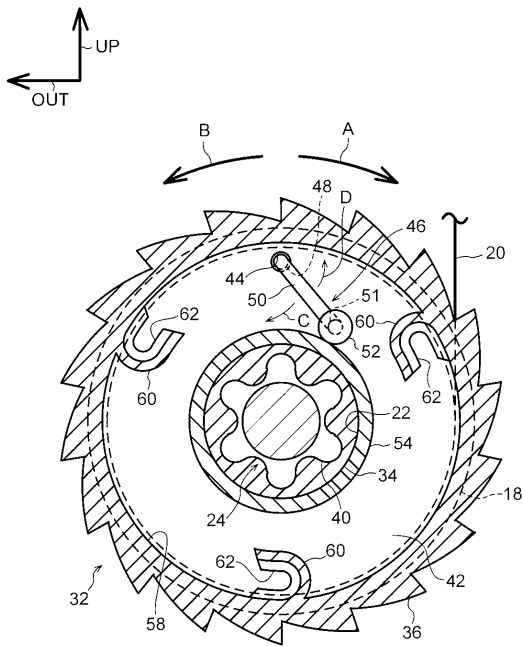
【 図 1 】



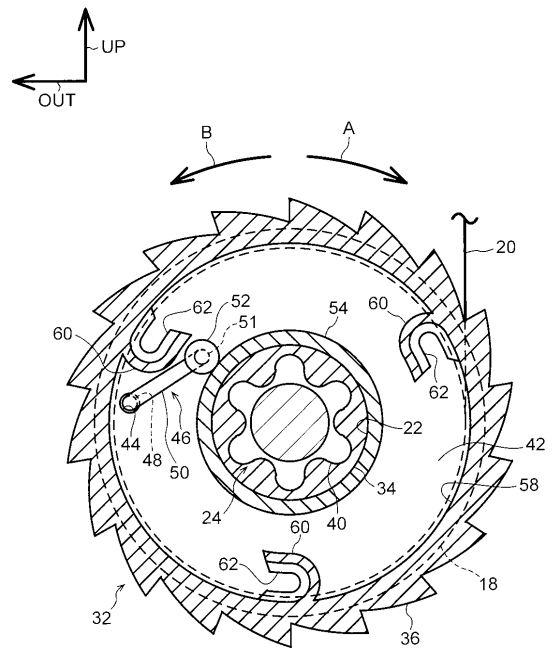
【 図 2 】



【 図 3 】

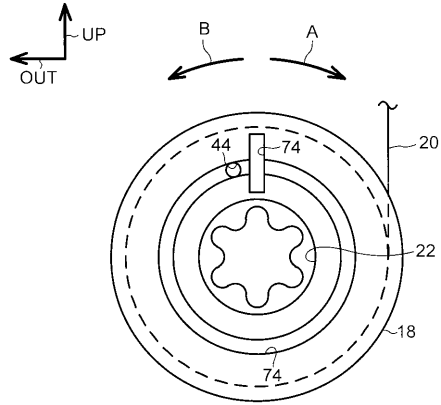


【 図 4 】

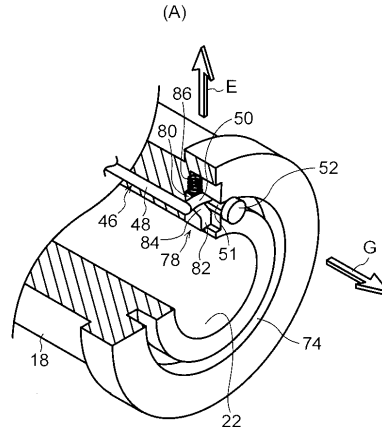




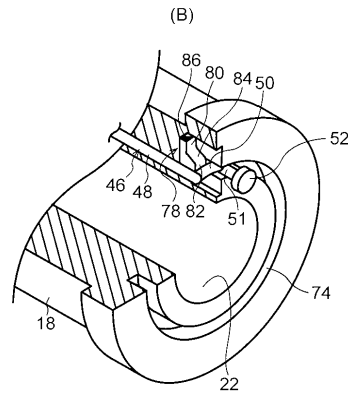
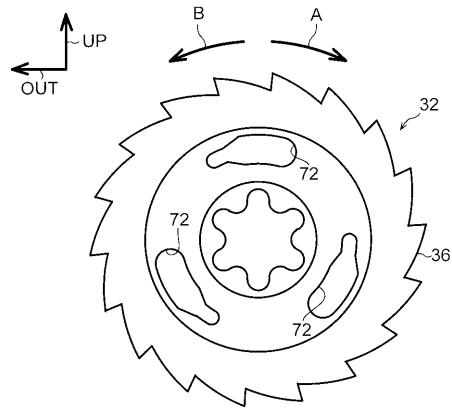
【 図 9 】



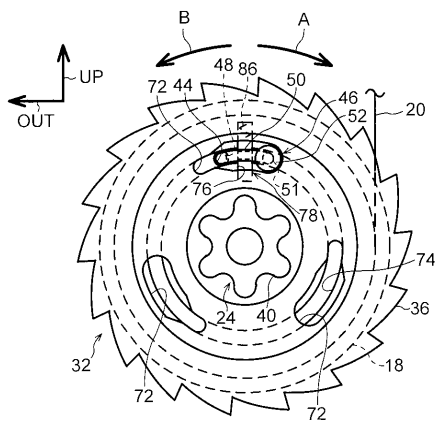
【 図 1 1 】



【 図 1 0 】



【 図 1 2 】



【 図 1 3 】

